（令和元年 10 月１日改定）

共同住宅の水道料金の特例措置について

水道料金の算定は、水道メーターにより行います。つまりアパートやマンションのような共同住宅の場合でも各部屋別の私設メーターを検針するのではなく、市水道の親メーターの検針水量で水道料金を請求します。

例えば、５戸で１棟のアパートが口径２５mmのメーターを使用し、１使用月（２ヶ月）の使用水量が２４９㎥の場合、水道料金は、５８，２６１円となります。

しかし、下図のように各私設メーターで、１戸ずつ早見表に従い料金を集金していただくと、５戸分の水道料金の合計は４０，２４６円となり、市からの請求と比較し１８，０１５円の差額が生じます。

※部屋番号はＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅとします。
※１戸ずつの基本料金は口径 13mmとします。

●水道料金（消費税１０％込み）

親メーター		A		B		C		D		E
２４９㎥	＝	３０㎥	＋	４０㎥	＋	５０㎥	＋	６０㎥	＋	６９㎥
↓		↓		↓		↓		↓		↓
５８，２６１円		５，００５円		６，１８２円		７，９６４円		９，７４６円		１１，３４９円

４０，２４６円

この差額を少なくするために、各部屋を独立した１戸の住宅とみなす、共同住宅の特例措置を設けております。

特例措置の内容は、親メーターの検針水量を共同住宅内の戸数で割り、１戸あたりの平均水量を算出し、その水量の水量料金に口径１３mmの基本料金を足し、戸数を掛け、消費税相当額を足した料金を請求するものです。

上図のような場合は、特例措置により計算すると、各戸の私設メーターで早見表により集金していただくより、料金のズレが少なくなります。

●特例措置の申請がない場合

７，７１４円（２５mmの基本料金）　＋　４５，２５１円（249 ㎥の水量料金）
＋５，２９６円（消費税 10%相当額）　＝　５８，２６１円（請求金額・消費税１０％込）

●特例措置の申請がある場合

１，８００円（１３mmの基本料金）　×　５戸　＝　９，０００円
249 ㎥　÷　５戸　＝　４９．８㎥（１戸あたりの使用水量）

１㎥～１０㎥	５０㎥	（５戸×１０㎥）	×	６３円	＝　３，１５０円
１１㎥～２０㎥	５０㎥	（５戸×１０㎥）	×	１０５円	＝　５，２５０円
２１㎥～４０㎥	１００㎥	（５戸×２０㎥）	×	１０７円	＝　１０，７００円
４１㎥～１００㎥	４９㎥	（５戸×９．８㎥）	×	１６２円	＝　７，９３８円

↑　↑
合計水量　２４９㎥　　１戸あたりの合計水量　４９．８㎥

９，０００円（基本料金）　＋　２７，０３８円（水量料金）
＋　３，６０３円（消費税１０％相当額）　＝　３９，６４１円（請求額・消費税１０％込）

※　親メーターの口径や使用水量によっては特例措置により、不利となる場合もありますので、十分検討してください。
※　入居数に変更があった場合は検針定例月の 10 日までに所定の用紙で報告をお願いします。

湖南市上下水道料金センター
TEL：0748-71-2337　FAX：0748-72-2332

（令和元年 10 月 1 日改定）

共同住宅の下水道使用料の特例措置について

下水道使用料の算定は、市水道のメーターにより行います。つまり、アパートやマンションのような共同住宅の場合でも、各部屋別の私設メーターを検針するのではなく市水道の親メーターの検針水量で下水道使用料を請求します。

例えば、5戸で１棟のアパートで１使用月（２ヶ月間）の使用水量が 249 ㎥の場合は、下水道使用料は 46,173 円となります。

しかし、各私設メーターが下図のような使用状況で、１戸ずつ早見表に従い料金を集金していただくと、5戸分の下水道使用料の合計は 38,038 円となり、市からの請求と比較し 8,135 円の差額が生じます。

※部屋番号はＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅとします。

●下水道使用料（消費税 10%込み）

親メーター		A		B		C		D		E
２４９㎥	＝	３０㎥	＋	４０㎥	＋	５０㎥	＋	６０㎥	＋	６９㎥
↓		↓		↓		↓		↓		↓
４６，１７３円		４，４９４円		６，００１円		７，６１８円		９，２３５円		１０，６９０円

３８，０３８円

この差額を少なくするために、各部屋を独立した１戸の住宅とみなす、共同住宅の特例措置を設けています。

特例措置の内容は、親メーターの検針水量を共同住宅内の戸数で割り、１戸あたりの平均使用水量を算出し、その水量による下水道使用料に戸数を掛け、消費税相当額を足した使用料を請求するものです。

上図のような場合は、特例措置により計算すると、各戸の私設メーターで早見表により集金していただくより、料金のズレが少なくなります。

●特例措置の申請がない場合

９２６円（基本料金）＋４１，０５０円（２４９㎥の超過使用料）
＋４，１９７円（消費税 10%相当額）＝ ４６，１７３円（請求金額・消費税 10%込）

●特例措置の申請がある場合

９２６円（基本使用料）×５戸＝４，６３０円
２４９㎥ ÷ ５戸 ＝ ４９．８㎥（１戸あたりの汚水量）

１㎥～１０㎥	５０㎥	（５戸×１０㎥）	×	８６円	＝ ４，３００円
１１㎥～２０㎥	５０㎥	（５戸×１０㎥）	×	９３円	＝ ４，６５０円
２１㎥～４０㎥	１００㎥	（５戸×２０㎥）	×	１３７円	＝ １３，７００円
４１㎥～１００㎥	４９㎥	（５戸×９．８㎥）	×	１４７円	＝ ７，２０３円

↑ ↑

合計水量 ２４９㎥ １戸あたりの合計水量 ４９．８㎥

４，６３０円（基本使用料） ＋ ２９，８５３円（超過使用料）
＋ ３，４４８円（消費税 10%相当額） ＝ ３７，９３１円（請求額・消費税 10%込）

※ 使用水量によっては特例措置により、不利となる場合もありますので、十分検討してください。
※ 入居数に変更があった場合は検針定例月の 10 日までに所定の用紙で報告をお願いします。

湖南市上下水道料金センター
TEL：0748-71-2337
FAX：0748-72-2332